

令和7年度 第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会議事概要

- 1 開催日時 令和7年10月24日(金) 14:00~15:30
開催場所 オーテピア高知図書館 4階集会室
出席者 委員3名(松島委員長、霜浦委員、若林委員)
- 2 議事内容 (1) 強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業について
(2) 日本型直接支払交付金の実施状況について
- 3 議事概要 ※■委員の質問・意見 □事務局の回答
 - (1) 強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業について
 - 大規模ハウス整備をしたピーマンのハウスは既に集出荷場などに出荷しているのか。
□事業要件で半数以上は契約出荷をすることとなっているため、計画時から覚書等も交わして契約出荷しており、それ以外はJAに出荷している。
 - 契約出荷をさせた理由は。
□補助事業の要件として成果目標を設定しており、目標の中に国が進めている契約出荷を一定以上の割合で進めるという項目があり、今回の事業申請にあたりその項目を選択した。元々個別での出荷もあったので、特に問題ではなかった。
 - 建築資材費が高騰している中で、ハウスの整備単価もどんどん上がっており、きゅうりのハウスでは10aあたり約6,000万円の事業費になっている。事業費の単価の妥当性、何か基準はあるか。
□国事業の要件として施設整備の場合には費用対効果が1.0以上という基準がある。販売単価や収量の実績などを基に費用対効果を算出し、1.0以上の効果を上げられるという試算をして申請している。
 - また、今回大規模ハウスを整備した2つの経営体については、元々大規模に施設園芸をされていて、地域平均から見ても非常に高い収量の実績をもつ経営体なので、費用対効果については特に問題なく算出することができた。
 - 画一的に10aあたりいくら以内という基準が決まっているわけではなくて、投資効果や収益性に基づいて採算があるならということか。個人的には割高に感じる。
□整備する施設の種類により上限事業費の設定がある。通常、農家が整備する低コスト耐候性ハウスであれば10aあたりの上限事業費が5,100万円までと決まっているので、どんなに費用対効果が計算できたとしても10aあたり5,100万円以上の投資はできない。
 - ただし今回の2件については高度環境制御栽培施設という施設で、中に整備している養液栽培システムもかなり高度なシステムを使っており、また軒高も4メートルや6メートルというハウスである。高度環境制御栽培施設には上限事業費の設定がないので、事業者の実績等に基づき算出した費用対効果で投資ができる。
 - この2つの経営体の本社がどこにあるのかはわかりかねるが、地域の農業の発展につながるといえるのか。外部からの企業誘致をするのと同じなので、農業の工業化というか、地元が土地を構えて誘致し、それで農業が振興されたのか、地域の農業の振興につながっているのか。
□これまでも「地元と協働した企業の農業参入の推進」として企業参入を支援してきたが、当初は県外企業が農業に参入するにあたり高知県内での農地を探している、という案件が多かった。
□しかし最近はどちらかというと、もともと地元で農業をしていた方が法人化し、その法人が地域内もしくは、近隣の市町村の土地に、大規模に規模拡大をしていくというケースが増えているように感じる。
□この2つの経営体についても、ひとつは他の市町村で就農された方が法人化し、その法人の規模拡大であるものと、もうひとつは、元々同一市町村で大規模経営されている法人がさらなる規模拡大をしたというものである。県外から参入していただくこともリスクがあるので、地域の農家産にステップアップをしていただいて、それを支援するというのが増えている。

□また、地域農業への波及効果という点では、今回の大規模な設備投資により新規の雇用が発生しており、正規雇用の方もいる。また農業法人での雇用就農からの独立等の事例もあると聞いている。

■こういった事業の出口としてブランド化や地域貢献、農地農業の活性化というものがあると思われるが、ハウス整備を地域で推進して、結果として産地プランに発展したりその産地でピーマンを生産して産地の生産力の向上につながったり、そういった事業評価的なところはこれから見ていくということなのか。

□事業単独の評価としては、計画時に立てていた目標を達成できるかということになる。

□近年ハウスを整備する品目としてはピーマンとニラとみょうがが多い。農業経営は厳しい状況であるが、その中でも販売が好調な品目を中心にハウス整備のニーズが高まっている。

□そうなる産地で問題になるのは出荷場や流通の体制が受けきれぬのかという課題があり、ハウスを立てても出荷ができなければいけないので、出荷体制も合わせて話し合いを進めている。事業費も高騰しているため、国費も活用することを想定して産地で検討しているところである。

■収穫量が増えることを見越して、出荷場は稼働率が落ちていると聞いている。それほど容量がいっぱいというところはあるのか。

□環境制御技術の普及により、果菜類を中心に反あたりの収量は伸びている。農家数やハウス面積自体は減少傾向ではあるが、集出荷場の容量はいっぱいになっているという場合がある。そのためハウスを建てたくても、農家も自分で選果や袋詰めは厳しいこともあって、出荷先の確保がネックになりつつある。

■今これだけ夏の温度が上がっている中でハウス整備をするとすると、従来型のA Pハウスでは夏場活用ができなくなっているということがあるのでは。こういった大規模であったり軒高のハウスが求められると夏場の周年栽培をしなければならないため、労働力を必要として周年での生産出荷体制を整えなければ経営が回らなくなったとき、この補助事業自体、県費は10分の1が上限なのでそうではないかもしれないけれど、国の予算は継続的に確保できる見込みはあるのか。

□国の予算については先の情報がかみづらいところはあるが、昨年度に食料・農業・農村基本法が改正になったことを受けて今年度には食料・農業・農村基本計画が策定された。これを受けて農水省としては予算の確保をしていくと聞いている。設備投資等への支援は主には集出荷場の再編がメインと聞いているが、これまで非常に競争率の高かったこともあるので、総枠が増えることで多少は競争率も下がってくるのではないかと期待している。引き続き国費事業の活用を積極的に進めて行きたいと考えている。

□また夏場の高温については、高知県だけではなく全国的に影響があり生産量が減っているという実態がある。そのため全体の流通量が減っていることから販売単価としては野菜類が好調にある。

□ただし、収量がとれていない農家もいるので、やはり猛暑の栽培に耐えられるような高軒高やラック天窓といった設備は今後必要になってくると考えている。今回は国費事業の説明であるが、県の事業の園芸用ハウス整備事業の方でも、令和7年度から高温対策の設備については上乗せ加算するようにしていて、ラック天窓や遮熱資材であるといった高温対策に使える設備を入れていただけるよう支援しているところである。

■この事業自体は、一般の家族経営体では手が出にくい事業ではあるので、そういう意味ではもう少しハードルの低い、低コスト耐候性ハウスぐらいで、なにか使い勝手の良い事業があった方がいいのではないかと。そのあたりも力を入れて今後やっていただきたい。

■以前に「ハウスを持って逃げることはできない、ハウスはそこに残るから、ものは残って入れ替えて使うことができる」と言われたこともあり、経営者を呼んできたらいりだけ、確かにそういう考え方もあるのかなと思った記憶がある。地域の財産としてこれだけのハウスが整備されていると考えれば無駄ではないし、そこで雇用も生まれて、さらに地域の農業者の将来の目標としてあるならば、それはそれで良いのではないかと。逆に言えば一般の企業で利益が10%

向上、利潤がそれだけ上がれば普通は自分で整備しなくてはいけないのではというイメージはある。10%の基準はどうしようもないところがあるので、規模拡大して生産振興していただくということではないか。ただ気になるのは、その経営者なり、その会社が地域の農業のことをどれだけ考え、地域とどれだけ連携していってくれるかなというところ。経営者の話を直接聞いたわけではないが、遊離しているんじゃないかなというイメージを受けた。しっかりと参入する企業に意識をしてもらうこと。

(2) 日本型直接支払交付金の実施状況について

①環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

■近年化成肥料、稲わらが高騰する中で、本県は畜産県ではないが、もう少し耕畜連携の推進の余地があるのでは。堆肥の施用が年々増加傾向（令和6年度61ha）。市町村別にみると四万十町に偏っている。四万十町が多いあるいは他の市町村で進まないなど背景事情があるのか。

□四万十町においては、元々堆肥利用を行っていた団体が令和6年度より新たに本事業に参画したため、大幅な面積増となっている。

堆肥利用促進については、堆肥は散布量が化学肥料に比べて多いため作業労力がかかる。現在、散布の機械等を補助する内容の県事業を行っており、堆肥の利用促進を他の市町村でも進めるようにしている。また、粉状の堆肥だと散布しづらいため、粉状の堆肥をペレット化する装置についても同事業で支援を行っている。このような事業も含めて堆肥の利用促進を行っている。

■利用実績はあるのか。

□昨年度は本山町、民間企業でペレット装置を導入、今年度は散布機で申請要望がある。

■産業廃棄物処理法上、運搬が難しい等はあまり関係ないか。

□あくまで堆肥や肥料登録というところで進めている。

■有機栽培農家の方から聞いた話では、馬糞が有機農業においては質が高く、ニーズがある。高知競馬場で無償で配布などされているのか。

□配布の話は聞いている。馬糞堆肥に関しては使いたいという方もいるため、県内で実証圃場を設置、効果の検証をしている。またどのように馬糞堆肥の利用拡大を行っていくのか、高知市と協議し進めている。

■昔、エコファーマー制度があったが、現在はみどり認定に移行しているとのこと。以前は、環境保全型農業直接支払交付金において、エコファーマーでの優遇措置はあったかと思うが、今も残っているのか。

□第2期に関しては、エコファーマーの要件、優遇措置はない。しかし令和9年度からの新たな支援制度においては、みどり認定が要件となる予定。

■堆肥の施用の場合、農家が認定を受けるのか。それとも堆肥の管理する側がもらうのか。

□制度上は、農業、畜産、林業、水産で幅広く認定制度がある。農業の分野は、土作りと一体的に行う化学肥料、化学農薬の低減活動、あるいは、温室効果ガスの排出量削減、また生物多様性保全等の活動の計画を立てることで認定が取得できる。

■組織的な取組に関しても認定制度はあるのか。

□部会等の団体認証も可能、団体に属する個人の認定も可能。

■環境保全型農業を行っていても事務手続きが煩雑で申請ができないなどの声がある、そこに対しての支援等も必要と思うが。

□市町村、生産者ともに事務手続きに負荷がかかっている話は聞いている。国にはそのような声があること、事務手続きの簡素化を進めるように提言しているところ。

■農協ではなくて、役場や公社など既に事務手続きのサポートが行われていると思うが、事務代行の窓口など良い仕組み作りはできないものか。中山間地域の新規掘り起こしにつながり、地域への経済的な支援ができるようになるのでは。有機農業を行っている農業者の中には、高齢で事業を活用できない方もいると思う。事務代行の組織へお金を出すなど、ソフト的な事業ができないか。各市町村で考えるべきかもしれない。

□環境保全型農業直接支払交付金は令和9年度に向けて新たな制度設計を国が行っているところ。できるだけ幅広く取り組めるように事務簡素化を提言。

- 地域特認（冬期湛水）取組面積、交付面積が減っているが、背景は。
- 面積減少に関しては、水張りをするための水確保が難しいことや、高齢化等の事情により取組団体が撤退ということもあり、大きく面積が減っている。
- 環境保全に冬期の水張りはとても重要。負担が大きいと面積が減少しているのか。やりたいけどできないのか、実情としてできないのか。
- 水確保など環境的な要因や、農業者の生活的な部分で本事業における冬期湛水は辞退をされている。
- 一番大変なことは常時水が流れている、常時引水しないといけない。用水が流れている期間は中山間になるとあまり長くはない。南国市でも常時用水に水が流れている訳ではない。湿原にするのは簡単だが湛水になると管理が難しい。環境保全型農業を地域で行うには、冬期湛水は合意形成が難しいと思う。地域の慣行から考えないと、取水の時期など水のとりあいになる。
- 冬期湛水に関しては、他の取組と異なり地域的な取組の面が大きいと、令和7年度からは冬期湛水は多面的機能支払交付金での支援に移行となった。
- 水が少ない時期には施設園芸や畑作に優先に回すなど、なかなか冬期湛水は難しい。冬期湛水の単価8,000円/10aではやろうと思わない。有機農業の単価も増えたとはいえメリットがあるわけではない印象。元々有機農業をやっていた人のための支援にはなるが、この交付金があるから有機に移行する人は少ないかもしれない。

②多面的機能支払交付金の実施状況

- 管理組織の統廃合・広域活動化は県内ではそれほど進んでいないのか。
- 現在県内の広域活動組織は黒潮町で1組織のみ。今年度は四万十市で2組織が合併して1組織になる。広域化については国や県も推進しているが、なかなか進んでいないのが現状。拡大すると管理が難しくなることから、敬遠されているのではないかと考えている。
- 今後ますます組織数を維持することは難しくなり、大幅に減っていくことが想定される中で、学生等にマッチングアプリを活用して支援をしてもらい、協力者を得るということであるが、田舎に行けばそれぞれが土地を管理することが手一杯な状態であり、なかなか難しい状況だと考えている。

- 多面と地域計画の関連は。
- 多面は地域計画を要件とはしていない。

- 広域活動組織について、地域の中で2つの組織をコーディネートするというような、新たに組織を作っていこうというアプローチか。関係人口的なつながりで、例えばどこか市街地のボランティア団体と一緒に連携しながら組織づくりをしていくというところは想定していないか。
- 同じ市町村内で、近くの組織とくっついて、例えば活動が困難な箇所を引き取っていただいて、農地維持等の活動を続けていくというイメージになる。
- もう1点、個人的にはもう少し広く巻き込んでいってもいいのではないかと感じている。例えば、大学では学生も含めて、何か農村に関わりたいという人が一定いる。身近な学生を見ても、意識が高いものの、アクセスの仕方が分からないということが結構ある。こうしたマッチングアプリ的なものはすごく大事であり、活動や組織の中に、地区外や町外の人たちをどうネットワーク化していくかというところも一つ重要なポイントになってくると感じた。
- 他県においても、面積が減っており、活動自体の存続が危ぶまれている状況で、こうしたマッチングの取組も他県で先行して取り組んでいる。県外から学生が来たという事例も伺っており、県としてもこのような動きを作っていきたい。喫緊の課題であるので、これからどうしたらいいか、しっかりと色々な意見を聞きながら考えていきたい。
- 地域の水路の掃除等は大体時期が決まっており、重なっているところも結構多いので、人員の調整が難しいかなと感じる。地域計画の中で、どの幹線水路、どの農用地を守っていくかを計画的に考えていく。地域で話し合ってもらいながら広域調整が必要であれば、どんどん広がっていくのではと感じる。地域計画や地域住民の意向、どのように持って行くかをしっかり話してもらって組織づくりをし、補助金を使用してうまく管理してもらいたい。

- 事務手続きが結構大変で、組織内や代表者もやりたがらないのかなと感じる。

国の様式も変わっており、簡素化は進めているが、まだまだ煩雑という声を聞いている。簡素化という観点では、広域化はもともと2つ・3つあった組織が1つになるので、その点では市町村側の事務手続きも簡素化されるというメリットがある。組織側にもメリットとなるような話をしっかりと伝えていきたい。

■ 長寿命化工事で200万円という話もあったが、それについても市町村・担当者・現場と負担は結構大きい。事業費が増えてもマンパワーは足りているのかと不安に感じる。将来やる気もない水路や農道の整備にお金をかけたものの、結局できなくなると難しい。しっかりと頑張っていたきたい。

③ 中山間地域等直接支払交付金の実施状況

■ 中山間地域等直接支払交付金があったからこそ、地域で基礎的に農地維持ができ、ないところはほとんど潰れてしまった。

■ 特に棚田地域振興活動加算が、評価の対象で重点的に説明頂いたということか。

こちらは国の要領にも入っており、棚田に関する計画を立てて、中山間直払の加算の目標と合致しているかどうかといった観点から、ご意見等頂けたらと思っている。

■ 人材がいなくなり、計画をつくり、事務的な処理をする人が地域でいなく、取組ができてない集落もあると伺った。

■ 資料20ページ、この判断ポイントなどのところがすごくいいと思う。成果をアウトプットだけではなくてアウトカムの視点からも、第三者に分かりやすい。数値目標の設定は非常に難しいと思うが、プロセスを教えていただきたい。

この活動計画は協議会が作り、国に計画を提出する。協議会の中の話合いで目標を詰めていくことになる。数値等についても協議会内での判断になる。

■ 10・11ページで中山間地域等直接支払の取組について、四万十町が全体面積の1/4を占め、他の市町村に比べるとよく取り組んでいる。いろいろな市町村へ普及させるためにも、優良事例になった取組や特徴的な事例は、共有した方がいい。何か背景や事情はあるのか。キーマンがいて、熱心に活動される方がいるため、四万十町が他の市町村よりも進んでいるのか。金額ベースでも、結構突出している。

直払が平成12年度から始まっている。高知県においては、西高東低であり、西の方は土地利用型形態が多く集落営農等といった結びつきが従来から多い。中山間、多面にしろ、グループをつくるといった素地がある。特に四万十町は集落営農が高知県内でも多い。そういった素地のあるところによるものと思われる。東部の方では、施設園芸等になるため、営農組織が少ない。

西部の方では、例えば集落活動センターや農業法人等が中心となって、事務作業を受けたり耕作を続けたりするということがあるので、そうした事例を県としても、できるだけ横展開していく。

■ 組織的な取組がもともと盛んで、基盤整備も進んでおり、集落営農組織があるところが多い。個々ばらばらな形の集合体である東の方はなかなか難しい。

■ 制度上、土地を5年間管理していかななくてはいけないので、管理主体がしっかりしていないと、土地を守っていくのはなかなか難しい。その中でも、罰則のような返還が緩和されてきたのは、取組やすくなっている。

■ 中山間地域の農地を守るため、比較的小さな面積での基盤整備をしていく取組が行われている。農地中間管理事業を間に挟むことを条件とし、国が半額補助を出し50アール程度のものから整備ができる事業がある。中山間地は、基盤整備が進められそういったことと連動させる。地域計画の中でも、今は一つ一つの直接支払交付金の話をしているが、様々な事業と組み合わせでどのように地域を立て直していくか、地域で考えてもらうことが重要。

■ 農業振興部をあげて、総合的に中山間地域をプロジェクト的に対応していくべきと感じる。農業振興部だけでなく、林業振興部や移住促進も含めて総合的に考え、交流人口を取り込んだイベントとなれば、農業の話だけではない。

■ 知事部局の中に中山間地域対策課がある。そこが地域全体の動向や横つなぎをして総合的な

対策を考え、そのような取組があれば良いと感じる。日々の農業だけで考えてもしょうがない。

- 農業で使うべきでない土地は、太陽光パネルで儲けるようにすればいいかと思う。お互いの資源をどう利活用していくか、個人でなく共用していくという考え方が、中山間地域対策と思う。
- 日本型直接支払制度自体は中山間地域にとって大きな収入源。昨年も言ったが、集落に分配すると金額的にはどんどん小さくなって、何もできなくなってくるという性質の補助金が結構多いと感じる。どこかが集約して、まとめて重点的に使う仕組みがあれば良いように思う。窓口を一本化して、窓口が分配を考える。大豊町の農業公社は事業受託し、労働力とオペレーターの配分、水路や道路管理をして、資金を1カ所に統合することで大きな計画を行う。だいたいは地域に分配して、地域の中で個別に分配する形で使われることが多い。分配の比率も、地域によって違うとも聞く。地域の話し合いで有効に使うのも良いが、地域の未来を担ういろんな公社のような組織を育成することもできるんじゃないかと思う。
- 高齢化により補助金を受ける事務手続きが難しいという話がある。事務的にサポートする体制が必要。農業に限った話でなく、他の分野でも同様。